# 都道府県に対する意向調査 【今後の国土利用の在り方に関する検討状況について】

(平成17年5月調査実施 回答47都道府県)

1. 「今後の国土利用を考える基本的視点」として、以下の点を記載していますが、それぞれについて、貴都道府県の現状に該当しますか。

府県の現状に該当しますか。						
	該当する	該当 しない	具体的なご意見			
(1)今後の国土利用を考える上では、『安全性』、『持続可能性』及び『美しさ・ゆとり』という三つの基本的観点が特に重要。そのため、従来にも増して、土地条件に応じた国土利用を考えることが重要になる	46	0	【該当する】 ◇土地利用転換の圧力が弱まるなか、三つの基本的観点を考慮した土地条件に応じた国土利用を考える必要がある。 ◇県民満足度調査によれば、「美しい県土の保全と災害に強い地域づくり」は県民が最も重視している政策となっている。 ◇少子高齢化の上に人口減少という状況が進むため、地域の保全等の方法をどのように考えていくのかという問題が特に重要と考える。 ◇今後の都市づくりにおいては、地球環境の保持という視点も含め、環境負荷の低減や環境との共生を図り、都市としての持続的な策定を目指すことが不可欠。			
(2)今後の人口減少、財政制約、環境制約などを考えると、これまでの「自然的土地利用から都市的土地利用へ」とは逆方向の国土利用にも取り組まねばならない	43	3	【該当する】 ◇都市的土地利用と自然的土地利用のバランスのとれた土地利用に取り組むことが重要となってきていると思う。 ◇中山間地域では高齢化、人口減が著しく活力が低下してきている。このような中で地域住民は、利便性を追求した開発よりも、地域風土、環境維持といったところに関心が高い。 ◇自然的土地利用への転換を促すためには、当該地の管理運営への民活等の仕組みづくりや行政側の支援体制の充実(環境緑地空間としての積極的な評価等)が前提となる。 【該当しない】 ◆虫食い的に都市化が進展しながら土地価格は上昇していない地域もあることから、従来の都市的土地利用施策を転換することだけが適当であるとはいえない。 ◆人口減少、財政制約、環境制約等はあるが、現在工業立地等が堅調に推移していることから、当面の間逆方向の国土利用については取り組まない。			
			◇地方分権が進展する中、個性豊かな地域づくりの観点から、市町村独自の住民の意向を反映した即地的な土地利用計画が重要と考えている。 ◇「最低限必要な都市機能を小さくまとめた市街地の提案」、「既存の中心市街地の活用と郊外への開発圧力に対する対応」などが考えられる。 ◇農業の盛んな県として、「食生活を支える県土利用」も「県土利用の基本方針」として挙げられている。 ◇中山間地域の活力が著しく低下してきており、このことに伴う山林農地の荒廃、あるいは学校、公共施設の統廃合などにともなう公共用地などの未利用地が増加しており、この対策への取り組みも必要となっている。			

2. 「基礎条件の変化に伴う計画課題の変化」にて、人口減少時代、及び国際的な関係の中で、今後対応すべき国土利用の主要課題として、以下の点を記載していますが、それぞれについて、貴都道府県の現状に該当しますか。

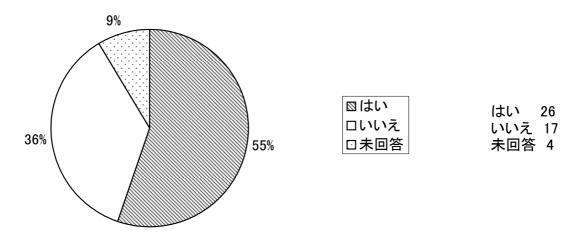
	該当する	該当 しない	具体的なご意見
(1)国土の管理水準の低下	43	2	【該当する】 ◇高齢化・後継者の不足等により、山林の荒廃、不耕作農地が増加し、適正な土地利用の維持が困難になっている。 ◇人口減少と財政的制約がある中で、既存ストックの維持管理とコストの問題がある。 ◇森林や里山、公園や街路の樹木などの「緑」は、雨水の貯留による洪水・渇水の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止機能など多様な公益的機能を有しており、一度その機能が失われると回復・再生に長時間を要する。 ◇多くの離島等を抱え、少子化、高齢化による人口減少の進行がはやく、県土の管理水準の低下が懸念される。 ◇中山間地域特に地理的・地形的条件の不利な棚田地域では、集落コミュニティーの崩壊により、森林・農地の管理低下が顕著であるため、単一集落が連携した共同管理体制の確立を支援している。 【該当しない】 ◆「管理水準」が具体的に何を指すかがよくわからない。
(2)都市的土地利用の外延 化と中心市街地の衰退、 また、今後の市街地縮小 や人口密度低下に伴い発 生が懸念される地域活力 の低下や低未利用地の増 大	47	0	【該当する】 ◇都市的土地利用の外延化、中心市街地の衰退等については、国土利用に係る今後の課題として取り組む必要があると思われる。 ◇大規模小売店舗の郊外出店による影響で中心市街地の衰退が見られる。 ◇人口の減少・産業の衰退により、空家や空地が増大、地域のコミュニティの崩壊、地域経済の衰退など問題が生じている。 ◇過疎化、高齢化の著しい山間部を多く抱えており、こうした地域における活力の低下や低未利用地の増大も深刻化している。 ◇住民参加・協働による地域づくりが必要
(3)豊かな自然環境、国土の美しさの減少や高まる地球環境問題	46	0	【該当する】 ◇地球温暖化等環境問題については、既に対策を実施しているが、国土利用に係る今後の課題としても取り組む必要があると思われる。 ◇景観、環境において恵まれた資源を有している当県でも、重要な課題としてとらえ、その対応については、新しい県の基本計画の中でも中心的な取組と位置付けしている。 ◇近年海岸の侵食が進み、砂浜の減少や堤防が倒壊するなどの被害に見舞われ、その対策が急務となっている。 ◇本県動植物5000種のうち絶滅危惧種は900種ある。 ◇都市域拡大(都市の疎な拡散)による環境負荷の増 ◇森林吸収源対策として、健全な森林の整備を進める必要がある。

/小巛中にもしっためをは	1		<del> </del>
(4)災害に対して危険な地域への人や資産の集中	36	9	【該当する】 ◇災害防止に係る地域の指定など実施している事柄もあるが、国土利用に係る今後の課題としても取り組む必要があると思われる。 ◇近い将来予想される南海大地震による津波被害発生地域に市街地が多く含まれている。 ◇直下型地震に備えるだけでなく、集中豪雨による都市型洪水など、都市に特有の災害にも対応を図る必要がある。 ◇全国的な傾向と同じく、高度成長期以降の低地・河川氾濫原への開発により、平成以降水害ポテンシャル(水害密度)の上昇が見られ、水害発生時の被害額の増加傾向が顕著である。 ◇半島、離島が多く、平地に乏しいため、住宅は斜面周辺に密集しているところが多く、土砂災害や地震などによる大規模災害が心配される。 ◇健全な生活環境確保のため、市街地に接する山麓から山腹に至る斜面を一連の防災樹林帯として保全・整備するグリーンベルト整備事業に取り組んでいる。 ◇選択して住まう今日においては、客観的な土地条件などの情報公開などにより、ある程度の回避が可能なのではないか。  【該当しない】 ◆地方都市においては、低地地域や急傾斜地などの危険と思われる地域に人や資産は集中していない。災害に対する危機管理の観点も踏まえて土地利用を検討しなければならないことが課題なのだと思う。 ◆現状からさらに進んで顕著に集中するとは言い難い。
上記(1)~(4)以外に、貴都追いる「国土利用の主要課題事例を示しつつ、自由にご	」があれば	、具体的	◇人口減少・高齢化時代に対し、国土の適正な管理の維持とともに、地域コミュニティの維持も重要な課題と考える。 ◇中核地方都市の郊外への都市域拡大への対応が課題。いずれも 農業地域や市街化調整区域の市街化現象である。また、既成市街 地の住宅団地の老朽化等、地域の維持管理が将来の懸念事項。 ◇利用者の減少による公共交通機関の衰退 ◇「大都市圏の良好な居住地域の保持」及び「森林地域の保全・維持」 ◇地震(津波)、台風など災害に対する県民の関心は非常に高く、本 県ではこれらに備えた体制づくりが急務となっている。このため、従 前からあった防災関係部署に加え危機管理の部署を新たに創設し 地域防災に取り組んでいる。 ◇駐留軍用地跡地の適正な利用の促進 ◇国土利用・土地利用における住民参加や合意形成について

※ 択一の問いに対して未回答の都道府県があるため、回答の合計は都道府県数に一致しない。

## 【目標について】

**Q1** 新たな国土利用計画<u>全国計画</u>において、<u>国土利用の質の目標等、新たな量的目標</u>が必要だと考えますか。



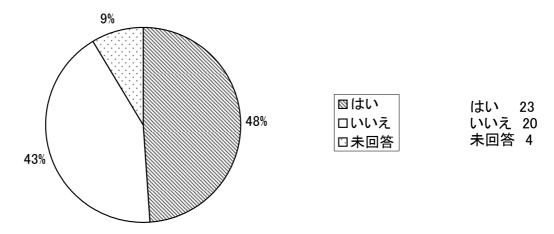
#### はい

- ◆今後は、国土利用の質的向上を目指すべきであり、それにふさわしい目標が必要である。
- ◆計画の実効性を検証するためにも何らかの数値データによる検証や評価が必要ではないか。
- ◆国としての目標は重要であるが、県数字の積み上げとするなど地方の現状を十分に分析した目標であることが重要である。
- ◆利用目的に応じた区分の新設については必要ないと思うが、現区分を今後の計画に必要な項目による細区分(例えば、防災、環境問題等を考慮した区分)は必要であると思われる。
- ◆地球温暖化防止等、環境に関する新たな数値目標は必要であると考える。
- ◆農地の有効利用を数値で評価できる耕作放棄地率。環境に配慮した都市的土地利用を評価する 下水道普及率や集落排水普及率。森林管理整備率。
- ◆それぞれの課題達成を図る目標として、基盤整備された農地や利用形態別の森林、区画整理された宅地など質的目標は必要。

#### いいえ

- ◆規模目標を示したとしても、その実効性の確保は困難であると考えるため。国土利用計画は、理念、基本方向を定めることに特化したものとするべきである。
- ◆目標を掲げても、その実現手段をもたない現行制度では、目標値には意味がない。目安にするならば、推計値等を示す程度でよい。
- ◆全国計画においては、ビジョン、方針等を掲示し、目標、特に量的目標については、個別法に基づく計画で示されるのが望ましいと考える。
- ◆国土利用の質(国土の管理水準(例):森林の多目的機能等)を数字で把握するのは困難と考える。
- ◆国土の目指すべき方向を示すことは不可欠だが、数値目標まで設定すると地方の自主性が損なわれるおそれがある。
- ◆全国計画の目標数値を基本としない、地域の実情を反映させる計画であれば特に問題はない。

**Q2** 今後も新たな国土利用計画<u>都道府県計画</u>において、<u>現行の規模の目標(地目別面積目標)</u>が必要だと考えますか。



#### はい

- ◆構想だけでなくより具体の数値を目標にしなければ計画としてより実行力のあるものとならない。
- ◆状況の変化等があるものの、地目別面積目標は、なお国土の在り方を示す根本的な指標であり、 次期計画においても必要である。
- ◆面積目標は土地利用転換をチェックする指標としての機能を果たしており、計画の管理目的で毎年行っている「土地利用現状把握調査」によって県土の利用状況を把握できるため。更に「土地利用現状把握調査」の2次的な利用方法として、市町村別に数値を管理していることもあって県の統計年鑑やホームページに登載し公表している。
- ◆転換圧力が低下しているものの土地利用転換に係る動向を見極める指標としては重要であると思われる。
- ◆無秩序な土地利用を抑制するためには、規模の目標が必要だと考える。
- ◆選択的な管理を進める上で必要と考える。
- ◆過去の計画との整合性をとることも必要と考えるため。
- ◆質的な目標のみを掲げるのであれば、県の総合計画と重複が生じることとなる。国土利用の観点から量的な動向を見極めつつ、質的な観点でも指標設定することが望ましいと考える。
- ◆ただし、計画上の位置付け(目標とするのか)、区分等について見直しが必要
- ◆継続的に蓄積される統計的基礎資料として。

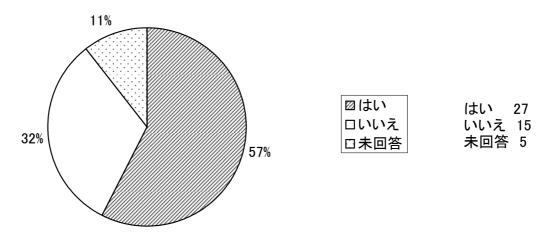
#### <u>いいえ</u>

- ◆面積目標は、経済成長期における開発に伴う環境負荷の制限値等として、少しは意味があったが、成熟期には不要。
- ◆モニタリング指標としては有益であるが、地目により、面積目標を設定すること自体、意義が薄いものもある。
- ◆全国計画においては、ビジョン、方針等を掲示し、目標、特に量的目標については、個別法に基づく計画で示されるのが望ましいと考える。
- ◆目標を掲げても、その実現手段をもたない現行制度では、目標値には意味がない。目安にするならば、推計値等を示す程度でよい。
- ◆質的向上に対応した新たな目標を設けるのであれば、従来どおりの規模目標との整合性を確保することが困難である。
- ◆長期にわたる土地利用の推計をするのが困難かつ必要性がない。
- ◆目標設定の必要性の判断は、各都道府県が個別に検討し行うべきである。

#### 未回答

◆森林、農地等、県土管理に役立つ指標もあり、現時点では判断できない。

**Q3** 新たな国土利用計画<u>都道府県計画</u>において、<u>国土利用の質の目標等、新たな量的目標</u>が必要だと 考えますか。



#### はい

- ◆国土利用計画の実効性を高らしめるためにも、質的な部分についても、目標を設定し、状況管理を していくことが必要。
- ◆県内の実情に応じ、(現在の区分は変えずに)必要と思われる細区分に係る目標設定は必要であると思われる。
- ◆今後は、国土利用の質的向上を目指すべきであり、それにふさわしい目標が必要とは考えるが、 具体的にどのような目標が必要かは、各都道府県の実情に応じて設定すべきである。
- ◆地球温暖化防止等,環境に関する新たな数値目標は必要であると考える。
- ◆農地の有効利用を数値で評価できる耕作放棄地率。環境に配慮した都市的土地利用を評価する 下水道普及率や集落排水普及率。森林管理整備率。
- ◆それぞれの課題達成を図る目標として、基盤整備された農地や利用形態別の森林、区画整理された宅地など質的目標は必要と考えます。
- ◆新たに、災害危険地域等防災情報を導入するべきであると考えている。
- ◆①都市的利用と逆方向の利用地面積②耕作放棄地の再生面積③管理された森林の面積
- ◆必要性は感じるが、国土利用の質となる環境や景観といったことを量的(数値として)に目標設定するのは困難ではないか。

#### いいえ

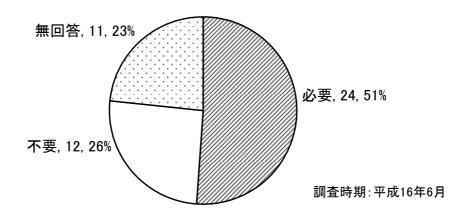
- ◆目標設定の必要性の判断は、各都道府県が個別に検討し行うべきである。
- ◆仮に量的目標を定めるとした場合でも、全国土をもれなく分類して目標値を定めるのではなく、その時点で必要な項目について、必要に応じて定めていくことが重要であると思われます。
- ◆実現手段があれば、掲げる意味があるが、手段がないなら、推計値等の参考値程度でよい。
- ◆全国計画においては、ビジョン、方針等を掲示し、目標、特に量的目標については、個別法に基づく計画で示されるのが望ましいと考える。
- ◆既存の中心市街地のあり方、郊外へのスプロール抑制などを検討する必要があり、量的目標よりも「土地利用の質」を検討する必要が生じている。
- ◆国土利用の質(国土の管理水準(例):森林の多目的機能等)を数字で把握するのは困難と考える。

### 未回答

◆各県の実情に合せて設定すれば活用できる可能性があるが、新たな量的目標については、現時点では判断できない。

## 目標に対する都道府県意見の概要(H16.6調査)

### 国土利用計画全国計画の現行の規模の目標の必要性



「必要」とする意見(重複回答あり)

「必安」こりる忌元(主後四百のり)		
(意見の内容)	意見数	備考
施策の進捗状況の指標となるため。	3	
具体性をイメージさせる等、わかりやすくなるため。	3	
人口、経済、土地利用は相互関連しており、総合計画策	4	
定にあたって必要となる。	-	
第一次から第三次まで量的な管理をしており、継続性	1	
がある。	_	
土地利用のあり方に方向性が示されるため。	1	
異論なし(必要な理由の記載なし)	16	
計	25	(「必要」は、24道県)
※ただし従来の地目では問題。	2	

「必要なし」とする意見(重複回答あり)

(意見の内容)	意見数	備考
実効性がない。	5	
量的目標の算出根拠に疑問。	4	
全国計画、都道府県計画が即地的でないため面積目標	2	
の意味がない。	3	
コンセンサスが得られていない。	1	
地目設定に疑問	1	
量的な変動が減少した現在においては意義は少ない。	1	
量的目標が義務づけられるのは反対。	1	
施策の展開及びその結果の奏功が直ちに量的目標に	-1	
比例するものではないため。		
計	17	(「必要なし」は、12都府県)